## 裁 決 書

# 

審査請求人が、平成26年11月18日付けで提起した生活保護法に 基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成26年9月24日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

理由

## 第1 審査請求の趣旨及び理由

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成26年9月24日付けで審査 請求人(以下「請求人」という。)に対して行った生活保護法(以下「法」 という。)に基づく保護変更決定処分(以下「本件変更決定」という。) の取り消しを求めるものと解される。

## 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件変更決定に至る経緯

- ア 請求人は平成26年8月7日に処分庁に生活保護の申請に行ったところ、処分庁では生活保護の相談や申請については、予約制を採っており、予約のない者は同日に申請を受け付けられないとして、保護申請予約日時として同月15日午前9時を指定された。
- イ そのため請求人は予約日の平成26年8月15日午前8時4 5分頃自転車に乗って処分庁に行く途中、A(以下「加害者」 という。)運転の普通自動車に衝突されるという交通事故にあ った。同交通事故により請求人は1週間の安静、通院を要する 頭部、左肩打撲、左肩肘擦過傷の負傷をし、B総合病院に救急 搬送された。また請求人が事故時乗っていた自転車も損傷 した。
- ウ 請求人は交通事故の負傷のため事故後、1週間程安静にして いたが、生活費がなく困っていたため平成26年8月23日に

再度生活保護の申請をすることにしたが、請求人が1人で処分庁に行っても処分庁から生活保護の申請は予約制だと言われて、その日に生活保護の申請を受け付けてもらえないと考え、同日市会議員に電話で相談した。市会議員は処分庁に電話し、同日請求人の生活保護の申請を受け付けるよう交渉したが、結局同日の生活保護の申請は受付られず同月29日が生活保護の申請予約日として指定された。

- 工 請求人は前記交通事故で自転車が破損して利用できず非常に不自由していたところ、加害者の保険会社から自転車購入費は後日支払うので先に自転車を買っておいてくれと言われていたため、平成26年8月23日、請求人の妹(以下「妹」という。)からお金を借りて自転車販売店から22,500円で自転車を購入した。
- オ 処分庁から予約日に指定されていた平成26年8月29日、 請求人は市会議員と一緒に処分庁に行き、生活保護申請を行な った。その際、請求人は処分庁の担当者に同月15日に前記交 通事故にあったことを説明した。
- カ 平成26年9月10日と11日に請求人は処分庁に生活保護の申請に必要な書類を持参した。その際、請求人はC銀行D支店の請求人名義の普通預金口座に同月8日に加害者から交通事故により破損した自転車の補償金として22,500円が振り込まれていたので、そのことを担当者に説明した。担当者は「預金口座に振り込まれたら収入となるから、後日22,500円を生活保護費から差し引く。」と言った。請求人は「交通事故によって破損した自転車の補償金として自転車の購入代金の22,500円が加害者から振り込まれてきたものを収入として生活保護費から差し引くのはおかしい」と強く抗議したところ、担当者は「上司に相談する」と言った。

キ 平成26年9月16日、請求人が処分庁に行くと担当者は、「事情は判るけど、上司がどうしても収入認定になると言っている」と言った。そして同月24日付け本件変更決定通知書において、前記22,500円を収入認定し、保護費から収入充当額として控除したものである。

## (2)収入認定の誤まりについて

- ア 厚生労働省事務次官通知(以下「次」と略す)第8-3 (3) オは「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける 補償金、保険金又は見舞金のうち当該保護世帯の自立更生のために当てられる額」は収入として認定しないとしている(20 14年版生活保護手帳337頁)。そして災害に係る補償金等について、収入認定除外を認めるのは、加害者等による直接的 な損害の補てんとしての原状回復及び自立更生の用途にあてられる場合であるとしている(2014年版生活保護手帳別冊間 答集306頁)。
- イ 請求人は前記(1)のイのように加害者との交通事故(災害等になる)によって自転車を破損させられたものである。そして前記(1)のカの請求人名義のC銀行D支店の普通預金口座に平成26年9月8日に加害者から振込まれた22,500円は請求人が加害者が交通事故によって破損した請求人の自転車の直接的な損害の補てんとして受け取ったものであり、交通事故によって破損した自転車の代わりに購入した自転車の代金という原状回復の費用に充当されるものであるから収入として認定しないものに該当することは明らかである。
- ウ よって請求人が加害者から交通事故によって破損した自転車 の補償金として振込まれた22,500円を収入認定している 本件変更決定は次第8-3(3)才に違反しており取り消され るべきである。

## (3)保護申請の予約制の違反性について

- ア 処分庁は前記(1)に記載したように生活保護の申請については予約制を採っており、要保護者が生活保護の申請に行っても、予約がないと申請を受けつけてもらえず、予約日に再度申請に行かなければならない取扱をしているが明らかに法に違反していると言わねばならない。請求人は最初平成26年8月7日に保護の申請に行ったが受けつけてもらえず同月15日が申請予約日と指定された。また同月23日に市会議員に電話してもらった時も同月29日を申請予約日に指定されている。かように処分庁では要保護者が生活保護の申請に行っても当日には申請を受付けてもらえず、約1週間後になってようやく申請が受付けられるのである。
- 処分庁は、生活保護の申請について予約制を採っても、申請 を受け付けた日ではなく申請の予約日を指定した日(予約を決 めた日)に遡って保護の開始日とするから不都合はないと弁明 するかも知れないが不当極まりない弁明である。法第24条第 5項は保護の開始の申請のあった日から14日以内に保護の決 定の通知をしなければならないと定めている。処分庁の場合、 保護の開始の申請に行っても、その日は申請を受け付けてもら えず、約1週間後の申請予約日に保護の申請を受け付けてもら えることになるが、その保護申請受付日から14日以内に保護 の決定通知がなされるとすれば、最初に保護の開始の申請に行 った日から21日も経っていることになる。よって処分庁の予 約制は保護開始の申請の予約をした日から14日以内に決定の 通知が出されない限りは法第24条第5項を脱法するための手 段であって違法な制度であると言わねばならない。法第24条 第5項は但書で特別な理由がある場合は決定通知を30日まで 延ばすことができるとしているが、処分庁のような予約制は同 項但書の特別な理由には該当しないと言うべきである(これを

認めると予約制をとることにより法第24条第5項本文は空文化してしまう)。

#### 第2 当庁が認定した事実及び判断

- 1 当庁が認定した事実
- (1) 平成26年8月29日、処分庁は、請求人の単身世帯として 保護を開始したこと。
- (2) 平成26年9月24日付けで、処分庁は請求人に対し、本件変更決定を通知したこと。なお、本件変更決定通知書には、「決定した理由」として「請求人の過払充当の認定」及び「収入充当額」として、「22,500」との記載があること。
- (3) 平成26年12月1日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書(以下「弁明書」という。)には、以下の趣旨の記載があること。
  - ア 請求人は処分庁に来所したが、同日は他の来訪者の相談が終日予定されており、請求人の生活状況の詳細の聞き取りを行う ためには待ち時間が長時間になることから、別日での再来所を 提案したところ、請求人は了承した。
  - イ 別日で予定していた日時に請求人は来所せず、後日、本市 市議会議員から改めて請求人の生活相談の電話連絡があった。 請求人本人の来所日時を平成26年8月29日としたところ、 予定どおり請求人は相談のために来所した。
  - ウ 請求人は、就労を開始したい気持ちはあるが、妹宅を出ると 居住地を失うとのことで、シェルターへの入所に同意し、平成 26年8月29日付けで生活保護の申請を行った。

- 工 請求人に対する聞き取りの中で、平成26年8月15日に交通 事故に遭ったこと、その件について加害者と保険金について交渉 中であることが判明した。また、事故後、日常生活において早急 に自転車が必要であったため、妹に費用を工面してもらい自転車 を購入した旨、確認書類の提示は無かったが口頭にて確認した。 今後、自転車代については入金があれば妹に渡したいとの申し出 があったが金品を受領した場合、原則的には収入認定の対象とな る旨を説明した。
- オ 生活保護申請後、処分庁より、要否判定に際して通帳等資産状況が把握できる書類の確認が必要である旨を説明し提出を求めたところ、後日、請求人からC銀行D支店口座の通帳提出があった。 提出された口座の取引履歴の中に平成26年9月8日付けで加害者から22,500円の入金があったため、聞き取りを行ったところ、加害者の任意により自転車代という名目で、受け取ったものであるとの説明があった。
- カ 加害者から贈与された22,500円については平成26年10月分保護費算定時、厚生労働省事務次官通知(以下「次」とする。)第8-3-(2)-イ-(ア)に基づき全額収入認定として取り扱い、平成26年9月24日付けで通知を行った。
- キ 審査請求書によると、加害者から受領した金品は、次第8-3 -(3)-オ「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に 受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該保護世帯の自立更生 のために当てられる額」であり、「災害に係る補償金等について 収入認定除外を認めるのは、加害者等による直接的な損害の補て んとしての原状回復及び自立更生一般の用途にあてられる場合」 に該当すると主張しているが、自転車については、生活保護開始 前

に扶養義務者である妹からの仕送りにより、既に購入されており、

金品の受け渡しがあった時点で原状回復の為の費用を要しないことは明らかである。また、受領した金品を妹へ譲渡したいとの申し出についてであるが、法第4条第2項では扶養義務者の扶養・と間に優先して行われるものとしており、生活保護受給中に反しており、生活保護の趣旨に反しており、この金品を扶養義務者に譲り渡すことはおのである。仮に、自転車購入費用がよいら借り入れた金品であったとしても、過去の債務に対すて、妹から借り入れた金品であったとは認められないものとされており(2014年版生活保護手帳別冊問答集問8-95答)、分別である。したがって、加害者から贈与された22,500円を、次第8-3-(2)-イ-(ア)に基づき全額収入認定とした処分庁の決定処分については妥当である。

また、審査請求書において、保護申請の予約制について法に違 反しているとの弁があるが、処分庁では、新規相談、継続相談も 含め、生活状況の詳細な聞き取りを行うため、相談者の方へのプ ライバシー保護への配慮から個室の相談室を設定し面談を行って いる。相談があった場合は順次対応しているところであるが、面 接相談室数、相談員数に限りがあるため、相談に来所された方に は長時間待っていただかなければならない状況となっている。そ の為、初回の来訪の際は基本的な情報の聞き取りを行った上で、 相談者の方の負担軽減のために、現状を説明し、別日対応が可能 な方については改めて日時設定を行う取り扱いをしている。別日 対応が困難な状況にある方については、個室相談室の確保ができ ない可能性や時間外となる可能性がある旨を伝えた上で柔軟に対 応を行っている。法定期間内での決定通知については、法第24 条第5項において、「申請のあった日から14日以内にしなけれ ばならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に 日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30 日まで延ばすことができる。」とされているが、請求人は平成 2

6年8月29日付けで申請をし、処分庁は同年9月9日に保護の 決定を通知したため、申請があった日から14日以内での決定で あり、何ら違法性はないものである。

- (4) 弁明書と同時に、処分庁から審査庁に対して提出のあった請求人名義のC銀行D支店の普通預金通帳の写しには、平成26年9月8日付けで加害者名での「お預入れ金額(円)」として「22,500」との記載があること。
  - (5) 平成26年12月25日付けで、請求人が審査庁に提出した 反論書には、以下の趣旨の記載があること。

#### ア 弁明書アに対して

処分庁は「同日は他の来訪者の相談が終日予定されており、 讃 求 人 の 生 活 状 況 の 閚 き 取 り を 行 な う た め に は 、 待 ち 時 間 が 長 時間になることから、別日での再来所を提案したところ、請求 人は了承した」と主張するが事実に反する。請求人は前記のよ うなことを言われたことは全くなかった。請求人は平成26年 8月7日に処分庁に行き、「保護を受けたい」と言ったところ、 対応した女性職員は「保護申請や相談は予約制です。早い日で 同月15日の午前9時しか空いていない。」と答えたのであっ た。請求人は「家賃を滞納しているため同月13日にはマンシ ョンを出るよう家主に言われている。同月15日の生活保護の 申請だと同月13日に間に合わない。何時間でも待つから保護 申請を受け付けて下さい。」と言ったのであった。ところが女 性職員は請求人に対し「間に合わないといっても、順番なので 仕方ない。その日(同月15日)しか空いてない。」と言い放 ったため、請求人はやむを得ず同日に再度来所することにした のであった。

#### イ 弁明書イについて

請求人は平成26年8月15日午前8時45分頃自転車に乗って処分庁に行く途中で加害者の運転する普通自動車に衝突さ

れるという交通事故により負傷し、 B総合病院に救急搬送されたため同日午前9時に処分庁に行けなかったものである。 なお 請求人が同月23日に再度生活保護を申請するため、市会議員 に相談し、市会議員が電話で同日処分庁に請求人の保護の申請を受け付けるよう交渉しても受け付けられず同月29日が申請予約日と提示されたのであった。

#### ウ 弁明書ウについて

請求人は家賃滞納により平成26年8月17日にマンションを追い出され、一時的に妹宅に身を寄せていた。そして同月29日に請求人は市会議員と一緒に処分庁に行き、生活保護の申請を行ない同日シェルターに入所した。

#### エ 弁明書エについて

平成26年8月15日に請求人は前記交通事故にあい、頭部 や 左 肩 打 撲 の 傷 を 負 い 、 B 総 合 病 院 に 救 急 搬 送 さ れ た 。 そ し て 請求人はその後もB総合病院に通院することになったが、請求 人が同月17日から一時的に身を寄せていた妹宅からB総合病 院まで徒歩では20分位かかるため、自転車による通院が必要 不可欠であった。しかし請求人の自転車は前記交通事故により 破損していて使用できない状態となっていた。そのため請求人 は同月18日頃、加害者の加入していた損害保険の担当者に架 電して破損した自転車の弁償をして欲しいと求めたところ損害 保険の担当者は、請求人において先に自転車を購入し、その領 収書を保険会社に郵送してくれれば、後日自転車代金を請求人 の銀行口座に振込むということであった。そこで請求人は妹か らお金を借りて同月23日に自転車販売店から22,500円 で自転車を購入し、その領収書原本を損害保険の担当者に郵送 したのである。前記の事情を請求人は同月29日に処分庁の職 員に説明している。

#### オ 弁明書オについて

請求人が自転車の領収書を損害保険の担当者に郵送した後、 損害保険の担当者から請求人に電話があり、「加害者が損害保 険を使って請求人の破損した自転車の弁償をすると、その 保険料が高くなるため、加害者は保険を使わずに直接請求人の 銀行口を自転車の弁償をすることになった。 があった。そして平成26年9月8日付で加害者があり、 があった。そして平成26年9月8日付で込まれるり。 諸求人の日整に22,500円の振込しておりない。 諸求人は前記のとおり処分庁の職員に説明しており、である」とは説明していない。また請求人は処分庁の職員に「回転車 をは説明していない。また請求人は処分庁の職員に「で転車購入代金は妹から借りたので、加害者から入金があればそのお金で妹に返済したい。」と説明した。

#### カ 弁明書力について

前記のように加害者から振込まれた22,500円は請求人に対する事故により破損した自転車の被害弁償(補償)と考えてあり、贈与されたものであり、贈与されたものであり、贈与されたものであり、明事者が被の加害者から請求人に対して22,500円を贈するとであり、事徴のしてのか自然が重要を表してある。とのの円を贈与と認定して次官通知第8-3-(2)である。とのである。とのの円を贈りて次官通知のから被害者である。とのの円を贈りて次官通知の方のである。とのの円は加害者がある。とのの方に対して破損した自転車の弁償として次官通知第8-3-(2)のれたものであるから「社会通念上収入として認定することを適当としないもの」に該当するとして次官通知第8-3-(2)ーイー(ア)により収入認定しないのが妥当である。

#### キ 弁明書キに対して

自転車については請求人は扶養義務者の妹からの仕送りによって購入したものではなく、妹からの借入によって購入したものである。

処分庁は自転車は既に購入されており加害者から入金された 時点で原状回復の為の費用を要しないことが明らかであると主 張する。しかし加害者からの22,500円は加害者が事故に より破損した請求人の自転車の弁償金(補償金)としてその自 転車購入代金額を請求人に振込んだものである。仮に請求人が 加害者から振込まれた22,500円で自転車を購入すれば、 被害の原状回復の用途にあてられたものとして収入認定しない ものと取り扱われるものである(2014年版生活保護手帳別 冊問答306頁。以下「別冊問答」という)。本件では請求人 は前記のように保険会社の担当者から事故で破損した自転車の 賠償方法として「先に請求人において自転車を購入してその領 収書を送付してくれれば、後日自転車購入代金を請求人の銀行 口座に振込んで支払う」と言われたことから請求人は先に自転 車を購入したのであった。すなわち本件では請求人が先に自転 車を購入し、その領収書を送付することにより、その自転車購 入代金を振込送金することが加害者の請求人に対する損害の補 てんとしての原状回復の方法であったのであるから、加害者か ら振込送金された22,500円は、真に原状回復の用途にあ てられる場合として次官通知第8-3-(3)-オにより収入 として認定しないのが相当である。

仮に加害者から送金された22,500円が次官通知第8-3-(3)-オに該当しない場合であっても、次官通知第8-3-(2)-イー(ア)の「社会通念上収入として認定することを適当としないもの」に該当するから収入として認定すべではない。なぜなら、加害者の行為による破損された物品についての損害賠償として支払われたお金で当該物品を購入すれば、その損害賠償金は収入認定されないが、被害の原状回復のため、破損された物品を購入した後で当該購入代金を損害賠償として受け取れば収入認定されるというのは余りに不合理かつ不公平

であるから、後者の場合は次官通知第8-3-(2)-イー(ア)の「社会通念上収入として認定することを適当としないもの」に該当すると解するのが相当である。特に本件の場合、前記のように先に自転車を購入することが加害者の請求人に対する被害弁償方法(被害の原状回復方法)になっていたことや、請求人に事故による負傷の治療のためB総合病院に通院するため自転車が必要不可欠であり、加害者からの被害弁償金の支払を待って自転車を購入するという時間的余裕がなかったのであるから、なおさらであると言える。

仮に加害者から振込入金された22,500円を次官通知第8-3-(3)-オに該当しないとして収入として認定するとしても、加害者は請求人に対する自転車の被害弁償をするについて自分が加入していた損害保険の保険による支払の代わりに請求人に支払ったものである。よって請求人にとっては次官通知第8-3-(2)-エ-(イ)の「保険金その他の臨時的収入」となるから、22,500円から8,000円を控除した14,500円を収入として認定すべきものである。ところが本件変更決定においては、22,500円の全額を収入認定している誤りがあるから取り消されるべきである。

#### ク 弁明書クに対して

処分庁は「相談者の負担軽減のために現状を説明し、別日対応が可能な方については改めて日時設定を行なう取り扱いをえている」とか「別日対応が困難な状況にある方については、柔軟に対応している」とか主張しているが全く事実に反している。処分庁においては行政の効率的運営を理由に生活保護申請や相談について相談者側の事情は考慮せずに順番による機械的な予約制をとっている。本件においても、前記のように平成26年8月7日に請求人が処分庁に生活保護の申請に行ったときに対応した女性職員から生活保護の申請は予約制になっておりに大女性職員から生活保護の申請は予約制になっておりに対した女性職員から生活保護の申請は予約制になっておりに対した女性職員から生活保護の申請は予約制になっておりに対した女性職員がらに対し請求人は「マンションの家賃を滞れたのであった。これに対し請求人は「マンションの家賃を滞

納しているため家主から同月13日にマンションを出て行くよう言われているので、同月15日の生活保護の申請では間にいるい。何時間でも待つから保護申請を受け付けてください。」と言っても対応した女性職員から「間に合わないと言っても対応した女性職員から「間に合わないと言っても対応した女性職員から「間に合わないでと言いない。」と言って、同日の請求人に対する対応は請求人のと話保護申請権の明らかな侵害であったというべきである。そして同月7日の処分庁による予約制の名の下における請求人の生活保護申請の拒絶がなければ、同月15日午前9時に請求人が処分庁に生活保護の申請に行く必要がなかったし、その通事故にもあわずに済んだものである。

処分庁は「請求人は同月29日付で申請をし、同年9月9日に保護の決定を通知したため、申請があった日から14日のの決定であり適違法性はない」と主張するが失当同日の決定であり何ら違法性はない」と主張するが失当同日年8月23日に市会議員に市会議員に同年8月23日にで交渉け付けてもられてのの申請を受け付けてものとが、同月29日を生活保護の申請求人の生活保護申請を受けずれたの申請を受けがなされたとのの決定がなされたとの決定がなされたところが処分庁は関明を理由に拒否としたため同月29日の保護申請を予約制を理由に拒否としたため同月29日の保護の保護申請を予約制を理由に拒否したため同月29日の保護申請となった結果、同年9月9日の決定がなされたとしても同年8月29日の保護開始となったものであり、処分庁には明らかな違法行為があった。

2 判 断

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、同条第2項では「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。また、法第5条によりこの法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならないと定めている。
- (2) 法第24条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と定め、同条第5項は、「前3項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。ただし、(中略)その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。」と定めている。
- (3) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8-3-(2)-イー(ア)は、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」としている。
- (4) 次官通知第8-3-(2)-エ-(イ)では、「不動産又は 動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、 カ又はキに該当する額を除く。)については、その額が世帯合算 額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入とし て認定すること。」と定めている。

- (5) 次官通知第8-3-(3)では、「次に掲げるものは、収入 として認定しないこと。」とされ、そのオでは、「災害等によ って損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又 は見舞金のうち当該保護世帯の自立更生のために当てられる 額」とされている。
- (6) 「生活保護手帳(別冊問答集)2014」(平成21年3月 31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)第1編 第8の4の(問8の95)の答において、「過去の債務に対す る弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、 もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における 個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によ って保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときか ら将来に向ってその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法 の目的から著しく逸脱することになるからである。」としている。
- (7) 行政手続法第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載するときにこれを示せば足りる。」と規定し、同項の理由は、書面により示さなければならない。」と定めている。

また、本条に基づく理由の提示は、単に根拠法条を示すだけでは足りず、拒否処分が、どのような事実に基づいて、どのような法的理由で行われたか、を含むものでなければならないこと、また、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して

当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知 しうるものでなければならないと解されている。

- (8) 本件についてみると、前記第2の1の(2)から(4)の認定事実のとおり、処分庁は、加害者から振り込まれた金銭について、保護開始前に妹から借り入れた金品により自転車を購入した費用であったとしても、当該収入は贈与による収入として、その金銭の全額を収入認定する本件変更決定を行ったことが認められる。
- (9) 請求人は、当該収入は前記(3)に基づく贈与収入ではなく、 加害者が交通事故によって破損させた請求人の自転車の損害の 補てんとして受け取ったものであり、破損した自転車の代わり に購入した自転車の代金という原状回復の費用に充当されるも のであるから収入として認定しないものに該当することを主張 する。

確かに、本件収入は前記(3)に基づく収入には該当せず、前記(5)のとおり災害等によって損害を受けたことにより、臨時的に受ける補償金等に該当するものであり、自立更生にあてられる場合には収入認定の対象とならないとの請求人の主張及び既に自立更生目的の自転車は妹からの金品の借り入れにより購入されており、これを収入から除外して妹に弁済することは、前記(6)のとおり過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められないとの処分庁の主張は、一定の合理性を有するといえる。

しかしながら、そもそも、本件の収入については、ケース記録等関係書類からは、どのように取り扱うか検討したうえで判断した経緯が認められず、また、前記(4)に定める収入に該当する余地があるところ、この点についても同様に記録がなく、さらに、弁明書においても判断の経緯について触れられていないことから、本件変更決定については、検討が不十分であり、その判断の過程に瑕疵があるといわざるを得ない。

また、本件変更決定通知書においては、収入認定にあたって 適用した根拠法令や事実関係を含め、具体的な変更の理由についての記載がないことから、本件変更決定については、処分の相手方に処分の理由を知らせ、争訟提起の便宜を与えるという前記(7)の趣旨に鑑みれば、適切とはいえず、理由の提示が不十分であるといわざるを得ない。

(10) なお、請求人は、保護申請の予約制の違法性について言及するが、本件変更決定に関するものではない。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成28年3月3日

審查庁 大阪府知事 松井 一 大丁青空

教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌

日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。